

京都市告示第130号

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都市円町駅自転車等駐車場、京都市二条駅南自転車駐車場、京都市近鉄十条駅自転車等駐車場、京都市西大路駅北自転車駐車場、京都市西院自転車駐車場、京都市西京極自転車駐車場、京都市花園駅自転車等駐車場、京都市桂駅西口自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市駐車場公社	京都市下京区 綾小路通烏丸 西入童侍者町 167番	1 京都市円町駅自転車等駐車場、京都市二条駅南自転車駐車場、京都市近鉄十条駅自転車等駐車場、京都市西大路駅北自転車駐車場、京都市西院自転車駐車場、京都市西京極自転車駐車場、京都市花園駅自転車等駐車場、京都市桂駅西口自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）の利用手続きに関すること。 2 自転車等駐車場の利用に伴う利用者への便宜の供与に関すること。 3 自転車等駐車場の施設、附属施設及びその他の物品の維持管理及び安全の確保に関すること。 4 自転車等駐車場の附属施設及びその他の物品の調達に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、自転車等駐車場の管理に関し、市長が必要と認める事項

(建設局道路部放置車両対策課)